

平成28年9月15日

亀岡市議会議長 西口 純生 様

発議者 酒井安紀子

三上 泉

亀岡市における京都府の専用球技場のための亀岡駅北
土地区画整理事業組合用地買収についての住民投票に
関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び亀岡市議会
会議規則第14条の規定により提出します。

議第 1 号議案

亀岡市における京都府の専用球技場のための亀岡駅北土地区画整理事業組合用地買収についての住民投票に関する条例の制定について

亀岡市における京都府の専用球技場のための亀岡駅北土地区画整理事業組合用地買収についての住民投票に関する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市における京都府の専用球技場のための亀岡駅北土地区画整理事業組合用地買収についての住民投票に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、亀岡駅北土地区画整理事業組合用地買収の可否について住民の意思を明らかにし、もって市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(住民投票)

第 2 条 前条の目的を達成するため、住民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

2 住民投票は、住民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

(住民投票の執行)

第 3 条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の 2 の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理執行に関する事務を選

挙管理委員会に委任するものとする。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、この条例の施行の日から起算して3月を経過する日までの間の選挙管理委員会が定める日曜日に実施するものとする。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を決定したときは、投票日の7日前までに投票日その他必要な事項を告示しなければならない。

(投票資格者)

第5条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、選挙人名簿に登録されている者(以下「選挙人名簿登録者」という。)で、市長及び市議会の議員(以下「議員」という。)の選挙権を有するものとする。

(投票の方式)

第6条 住民投票は秘密投票とする。

2 投票資格者は、投票日に投票事項ごとに1人1票に限り投票することができる。

3 投票資格者は、京都府の専用球技場のための亀岡駅北土地区画整理事業組合用地買収に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、賛成しないときは投票用紙の賛成しない欄に、自ら の記号を記載して、投票箱に入れなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に の記号を記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票をすることができる。

(投票所における投票)

第7条 投票資格者は、投票日に自ら住民投票を行う場所(以下「投票所」という。)に行き、資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければな

らない。

2 前項の規定にかかわらず、規則に定める理由により、投票所に自ら行くことができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票をすることができる。

(投票)

第8条 投票資格者は、投票日に投票事項ごとに1人1票に限り投票することができる。ただし、投票日に投票することができないと見込まれる投票資格者は、規則で定めるところにより、告示日の翌日から投票日の前日までの間に投票することができる。

2 何人も、投票の内容を陳述する義務はない。

(投票の効力の決定)

第9条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した者の意志が明白であれば、その投票を有効とするものとする。

(無効投票)

第10条 住民投票において、次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) の記号以外の事項を記載したもの
- (3) の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) の記号を投票用紙の賛成欄及び賛成しない欄のいずれにも記載したもの
- (5) の記号を投票用紙の賛成欄又は賛成しない欄のいずれに記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

(情報の提供)

第11条 市長は、投票日の10日前までに、住民投票の趣旨、関連情報、その他住民投票に関し必要な情報を、多様な媒体を活用して一般の縦覧に供するものとする。

2 市長は、住民投票の告示の日から投票日の前日までの間、住民投票の発議の内容を記載した文書、選択肢について説明した文書その他行政上の資料で公開することができるものについて、多様な媒体を活用して一般の縦覧に供するものとする。

3 市長は、必要に応じて討論会、シンポジウムその他住民投票に係る情報の提供に関する施策を実施することができる。

4 市長は、前3項に規定する情報の提供および情報の提供に関する施策の実施に当たっては、公平性の保持に努めなければならない。

(投票の促進)

第12条 市長は、広報その他の手段により、投票資格者に対し、投票を促すよう努めなければならない。

(投票運動)

第13条 住民投票に関する投票運動は、買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

2 前項の投票運動の期間は、住民投票の告示の日(以下「告示日」という。)から投票日の前日までとする。

(投票及び開票)

第14条 前条までに定めるもののほか、投票場所、投票時間、投票管理者、投票立会人、開票場所、開票時間、開票管理者、開票立会人その他住民投票

の投票及び開票に関しては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定により行われる本市の議会の議員又は長の選挙の例によるものとする。

（投票結果の告示等）

第15条 選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長及び市議会議長に通知しなければならない。

（投票結果の尊重）

第16条 市長および議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

（委任）

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（条例の失効）

2 この条例は、第15条の行為の終了をもって、その効力を失う。